平成２４年（フ）第２０７号
京都市伏見区醍醐大高町１番地３、従前の住所地滋賀県湖南市石部中央２丁目９番９号
債務者　稲田　一成
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２０９号
京都府八幡市岩田北ノ口20番地
債務者　小西惠美子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２５３号
京都市右京区太秦西蜂岡町９番地　山崎ビル405
債務者　上田　克彦
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７５号
大阪府河内長野市木戸西町３丁目１番17―111号
債務者　齊藤　義信
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６３６号
堺市堺区田出井町８番20号　アンダンテ205号
債務者　牛込　広大
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６４３号
大阪府松原市上田７丁目15番18号、前住所大阪府松原市阿保４丁目３番37―204号
債務者　タイヒーリングサロン　ラムーンこと平井　孝典
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７７２号
堺市南区三原台１丁３番25―310号
債務者　眞田　　忍
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
堺市東区西野39番地
債務者　中村　浩富
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
堺市堺区戎之町西２丁１番６号　テランガ・ザビエル203号
債務者　小川　智子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９２号
大阪府富田林市清水町３番17―206号
債務者　外山　明子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９４号
堺市南区高倉台２丁11番22―213号
債務者　松本　啓二
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
堺市南区三原台１丁３番11―306号
債務者　隅田　浩子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
堺市南区晴美台１丁29番14―105号
債務者　障子　一也
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１６８号
大阪府富田林市錦織中１丁目20番15号―203、前住所大阪府南河内郡河南町大字神山403番地
債務者　寺西　徳雄
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１７５号
大阪府南河内郡河南町大字大ヶ塚61番地の甲205号
債務者　森口　知子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１８６号
堺市西区浜寺石津町中２丁２番12号　川嶋文化201号
債務者　大谷　剛也
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５号
長崎県五島市大荒町912番地３
債務者　野口　弥生（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
長崎地方裁判所五島支部